

(地域支援者をお願いする方へお渡してください)

避難行動要支援者制度にかかる個別避難計画の

地域支援者になられる方へ

地域支援者とは

災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難で特に支援を必要とする『避難行動要支援者』に対し、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難するなど避難支援等に協力を行う方です。

いざというときに迅速な避難支援を行うため、近隣住民・友人・親族・町会・自主防災組織などをはじめとした、同じ地域にお住いの方々へ協力をお願いしています。

ただし、地域支援者になられたとしても、避難支援等の協力に関して法的な責任や義務を負うものではありません。

災害等の緊急時には、まず自分自身とご家族の安全の確保を最優先として、自分ができる範囲での支援をお願いいたします。

個別避難計画について

個別避難計画は、災害等の緊急時の避難に備えて、①どこに、どうやって避難するか、②誰が避難を支援するか、③どのような配慮が必要なのか、などを予め決めておくことで本人や家族を含めた防災意識、対応力（自助）を高めていただくものです。

個別避難計画には、地域支援者の方の情報（氏名・住所・電話番号）についても記載され、平常時から町会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉専門職など、地域の避難支援等関係者に提供されることとなります。

地域支援者となられる方には、個別避難計画に記載されるご自身の情報提供に関して同意の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、個人情報の提供を受けた避難支援等関係者には法律に基づく守秘義務があり、避難支援に関わる目的以外には使用しません。

(裏面もあり)

Q なぜ地域支援者が必要なの？

A 災害発生時の初期段階や大規模災害が発生した直後は、公的支援が十分に行えないことが考えられます。

まずは、一人ひとりが災害時に備えた準備をしたり、自分や家族の身を守る「自助」が当然必要となりますが、災害時の迅速な安否確認や避難支援時には、地域で助け合う「共助」が非常に重要となります。

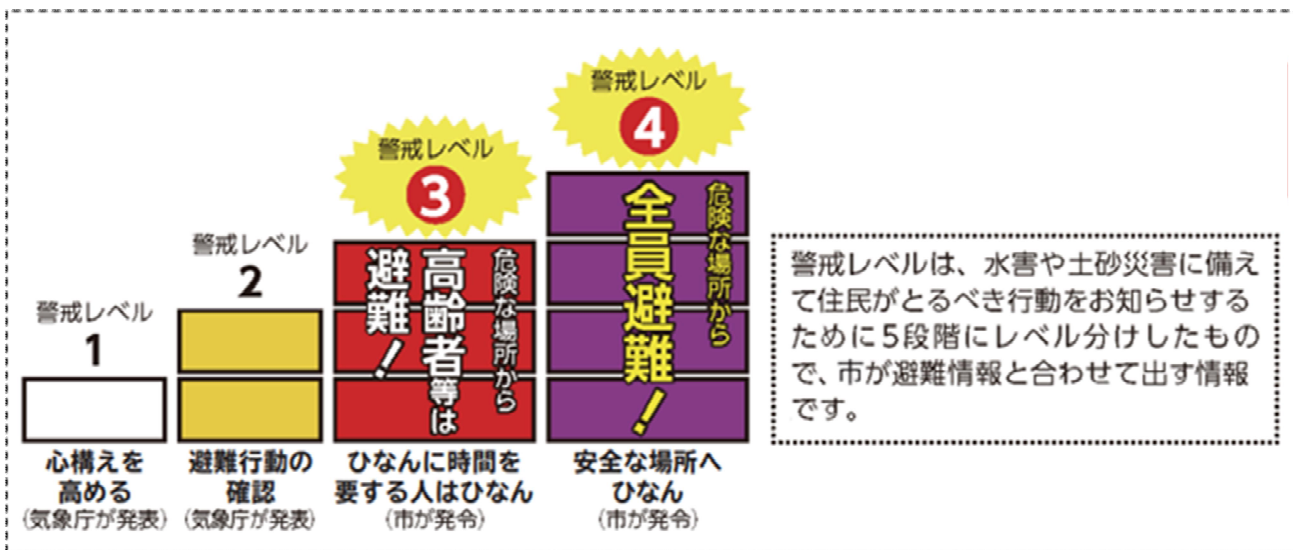
Q 避難支援とは、具体的に何をすればいいの？

A 例として、以下の支援が考えられます。

- ・災害情報や避難開始のタイミングの伝達（声掛け・電話など）
- ・避難先までの同行・介助
- ・自宅2階以上への移動補助（水害等で垂直避難が可能な場合）

ただし、必要な支援内容はそれぞれ異なります。避難行動要支援者と確認しあって、無理のない範囲での支援をお願いします。

【参考】市から出される洪水や土砂災害に関する避難情報（警戒レベル）



※避難行動要支援者が避難を始めるタイミングは、警戒レベル3の「高齢者等避難」が発令されたときです！

災害の発生が予想されるときは、できるだけ災害情報の収集に努め、早めの避難支援をお願いいたします。

<お問い合わせ先>

弘前市役所 福祉部福祉総務課 総務係
電話 0172-40-7037